第６章　大綱・基本方針

１　大　　綱

史跡條ウル神古墳は、６世紀後葉において傑出した規模・内容の墳丘と埋葬施設をもつ首長墳であり、大和政権との繋がりを示す豊富な副葬品も有している。また、横穴式石室の玄室床面には未盗掘の状態で副葬品が遺存しているという希少な事例であり、当時の政治・社会や埋葬習俗を考える上でも貴重な史跡である。しかしながら、そうした史跡條ウル神古墳の本質的価値の中には、墳丘形態などさらに追求して明らかにすべき点が残されており、また、史跡條ウル神古墳を最も特徴づける墳丘北側石室は現在埋め戻され、遺構や遺物の保存状態が確認できない現状となっている。加えて、墳丘が大きく削平され、石室も公開されていないことから、現地を訪れても本質的価値を理解しづらい状況となっている。

そのため、まず第一に、史跡條ウル神古墳の本質的価値をより一層追求して明らかにし、その価値を守るための保存管理の体制や環境を適切に整備することが必要である。その上で、誰もが石室や石棺の迫力を始めとする史跡條ウル神古墳の本質的価値に触れることができ、そこで得た感動が史跡條ウル神古墳を地域の宝として守り、未来に伝えるための原動力となるような環境を整えることが最終的な目標である。

我が国の古代の歴史を明らかにする上でも非常に重要な位置を占めている史跡條ウル神古墳を適切に保存、活用、整備、管理し、未来につなぎ、地域との共存を図っていくためには、管理団体、所有者、地域住民、関係機関・団体が、史跡條ウル神古墳の目指すべき将来像をしっかりと共有し、同じ方向を向いて歩みを進めていくことが必要となる。その目指すべき将来像は以下の通りである。

目指すべき将来像

條ウル神古墳の歴史的価値を守り、
感動を原動力に史跡を未来に伝える

上記の将来像を実現するためには、解決すべき課題も多い。そこで、史跡條ウル神古墳の目指すべき将来像を実現するための本格的な整備事業の実施は次期計画以降とし、本計画はその実現に向けた第一段階と位置づける。その上で、本計画期間は史跡の適切な保存を図りつつ、次期計画策定に向けた課題解決とそのための調査・検討を中心に事業を進めることとし、今期の目標を以下の通り定める。

本計画期間中の目標

本質的価値の追求、持続性のある管理体制の構築に向けて
～適切な保存、効果的な整備・活用のための助走期間～

２　基本方針

上記の大綱を実現していくため、以下の４つに区分して全体の方向性となる基本方針を定める。なお、ここで示した基本方針は、史跡條ウル神古墳の目指すべき将来像を実現するための、次期以降の計画も含めた長期的な方針である。そのため、これら基本方針に則って今期に実施する具体的な事業については、次章以降で個別に述べることとする。

（１）保存（保存管理）

●関係各所と連携を取りながら、史跡の適切な保存と持続可能な管理に取り組む。

●日常的な維持管理、遺構等の定期的なモニタリングを徹底し、史跡に悪影響を及ぼす可能性のある

事案に対しては適切な措置を講じる。また、毀損が生じた場合には速やかな対応と適切な復旧を行う。

●史跡條ウル神古墳の価値を構成する諸要素の保存状況を的確に把握し、本質的価値を適切に保存するための方法を検討するため、計画的な調査・研究を行う。調査・研究に際しては、多角的な視点を取り入れるため、各分野の専門機関・専門家との連携を図る。

●保存状態が不安視される石室床面の副葬品の現状について、また石棺の保存状況や石室構造の安定性について把握するため、墳丘北側石室内の調査を行う。

●周辺環境の適切な保全に努め、必要に応じて追加指定や公有化を進める。

●出土遺物を適切に保存するために、保存処理の方法や、保管施設の整備について検討を行う。

（2）活用

●本質的価値に負の影響を与えず、豊かに引き出すことができる適切な活用方法を検討する。

●適切な保存のためにやむを得ず限定的な公開とせざるを得ない遺構や遺物が存在する場合は、本質的価値を伝えるための、デジタル技術の活用などについて検討する。

●多様な活用方法を展開するためにも、多くの市民・地域団体との連携を図る。

●関連する周辺の遺跡群とのネットワーク化を進め、それぞれの文化財の保存活用の効果をさらに高め、地域活性化につなげる。

（3）整備

●本質的価値を確実に保存・継承し、潜在化している場合には顕在化できる適切な整備を行う。

●関連する周辺の遺跡群を有機的に取り込んだ整備を行う。

●本質的価値を伝える整備だけでなく、史跡條ウル神古墳を中心に、人々が憩うことのできる空間にするため、休憩・便益施設等の整備を積極的に進める。

●その時々の管理体制に応じ、維持管理も踏まえたシンプルで持続可能な整備内容を検討する。

●地域住民と来訪者の双方が安心・安全に史跡と向き合うことのできる整備内容を検討する。

●適切で効果的な整備を行うため、史跡の本質的価値やその保存状況に関する調査、史跡を取り巻く社会的環境に関する調査、整備の技術的な内容や財源に関する検討を進める。

（4）運営・体制

●持続可能で効果的な施策を実行できる適切な体制作りを行う。

●地域に根差した包括的な保存活用を進めるための、効果的な運営方法の在り方を構築する。

●史跡條ウル神古墳の管理団体、所有者である御所市が主体的に計画を実行に移し、保存活用の施策を通して史跡（文化財）に関わりたいと思う人や団体を育成し、多様で持続可能な体制を構築する。

●現在御所市では、文化財に関わる地域活動団体はなく、文化財に関わる施策は基本的に行政が行っている。しかし、上に掲げた将来像を実現するためには市内在住者に限定しない地域住民による史跡條ウル神古墳への積極的な関与が不可欠といえる。そのため中長期的な観点から地域活動団体の育成についても検討を進める。

●行政単独での施策の実施をできる限り抑え、様々な機関・個人・団体との連携を常に見据える。

上記の５つに区分した基本方針は、当然ながら単独で完結するものではなく、それぞれに密接な関連性を有する。そのため、主従の関係が生じる場合はあろうが、常に他の区分の方針を踏まえながら進めていくことが求められる。

第 7 章　保存（保存管理）

1　地区割

史跡條ウル神古墳の保存の方向性については、本質的価値を構成する枢要な要素（表 4-1 の A）やそれ以外の諸要素（表 4-1 の B ～ D）の関係を踏まえたうえで、以下の 3 つの地区に区分してそれぞれの方向性を示すこととする（図 7-1）。

なお、保存に関する事業を行う下記の 3 つの地区の周辺には、史跡の活用や整備に関する地区（IV区）を設定するが、IV区の概要については第 9 章で述べる。

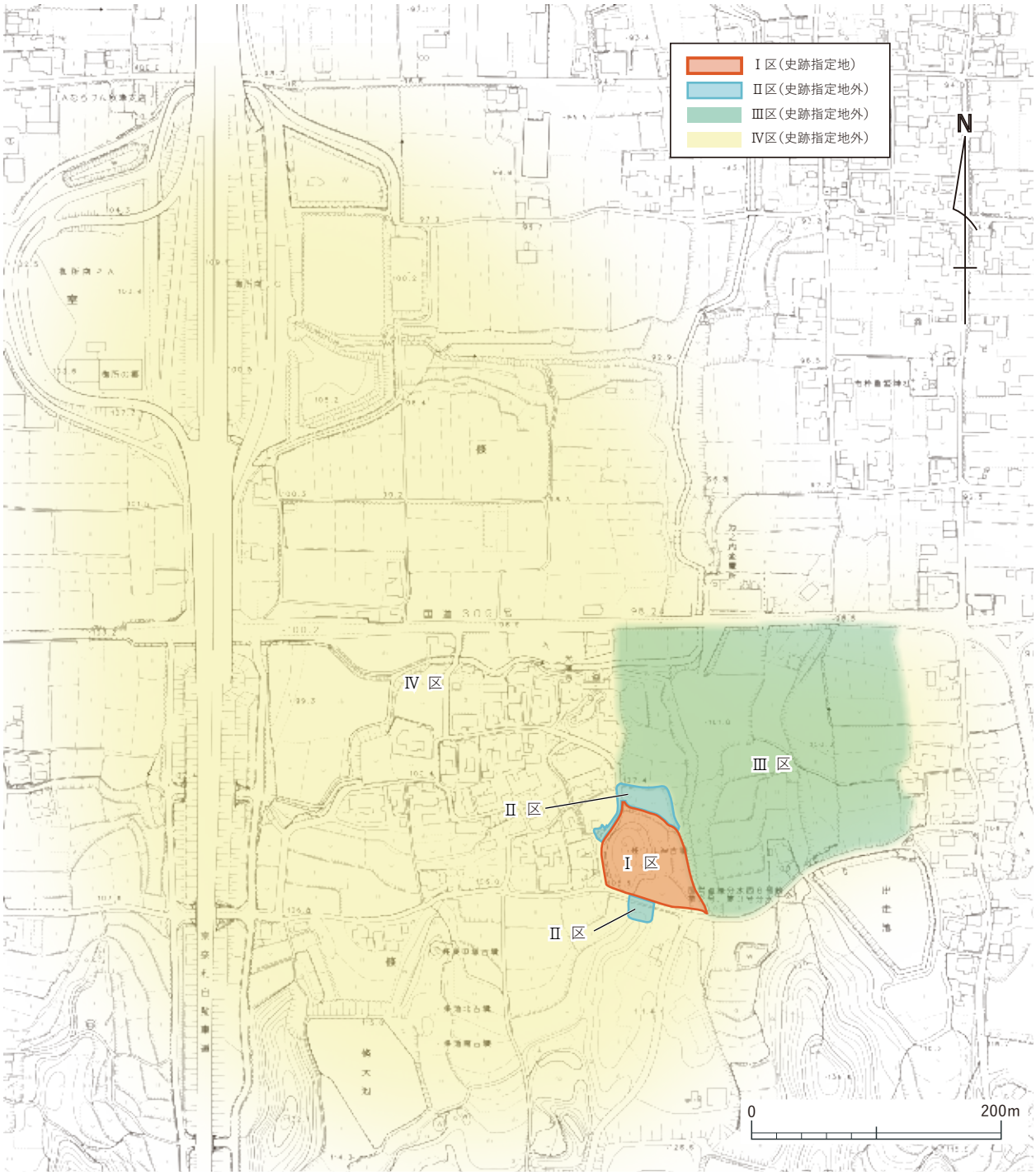


図 7-1　計画地の地区割

●Ⅰ区（史跡指定地）

史跡條ウル神古墳の現在史跡指定を受けている範囲に相当する。

●Ⅱ区（史跡指定地外）

史跡指定地の北側に隣接する畑と、北西側に隣接する宅地内に立地する地形的な高まり、および巨勢山丘陵から墳丘へと派生する尾根のうち、史跡指定地南側に隣接する部分にあたる。現状では周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。地形的に史跡條ウル神古墳に含まれる可能性が否定できないものの、発掘調査による検証が必要な範囲である。

●Ⅲ区（史跡指定地外）

史跡指定地の東側から出走集落までの間の範囲にあたる。現状では住宅や倉庫などが数件建っているものの、大半が農地であることから、一帯から古墳への視認性が高い範囲である。

2　史跡指定地内の保存の方向性

史跡指定地内（図 7-1、Ⅰ区）において、史跡條ウル神古墳の適切な保存に影響を及ぼすものについては、原則として取り除いていく。ただし、早急な対応が困難なものについては、本質的価値を損なわないよう注意しながら共存を図りつつ、将来的な除却や移転について調整を進める。

遺構の保存については、毀損など緊急性の高いものについては、早急かつ適切な措置を講ずる。その他の保存措置については、墳丘形態など現時点で明らかとなっていない本質的価値や、石室等の遺構の保存状況、遺構への環境的な影響等の把握に努め、本質的価値を確実に保存するための適切な保存管理方法を検討する。

なお、史跡指定地北端には民有地が残されているため、一体的な保存管理を行うためにも、公有化を目指す。

3　史跡指定地外の保存の方向性

●Ⅱ区（図 7-1、Ⅱ区）

計画的な範囲確認調査を行い、史跡條ウル神古墳の一部と認められる場合には、史跡への追加指定と公有化を進める。

●Ⅲ区（図 7-1、Ⅲ区）

大半が農地として利用されており、大規模な建物や構造物が存在しないことから、史跡條ウル神古墳への視認性が高い範囲である。しかしながら、北側に国道 309 号線があることから、開発の可能性が高いエリアでもある。史跡條ウル神古墳の立地環境を望むことのできる限られた地区であることから、将来的な景観の保全について検討を進める。

4　保存の方法

史跡の保存の方法には、法的・行政的・技術的な措置の 3 つがある。

（1）法的な措置

ア　指定

史跡の本質的価値を十分に把握して範囲を設定し、文化財保護法（第 109 条）に基づき史跡に指定することである。既史跡指定地外において、史跡條ウル神古墳に伴う遺構が発見された場合においては、国、県の助言を得ながら、追加指定について検討する。

イ　現状変更等の許可

（ア）現状変更等の許可を必要とする行為

史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、原則として文化庁長官の許可（文化財保護法第 125 条第 1 項）が必要となる。

文化財保護法第 125 条第 1 項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

また、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

さらに、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に規定された現状変更等については、当該都道府県又は当該市の教育委員会がその事務を行うとあり、史跡條ウル神古墳の場合は御所市教育委員会（文化財課）が担当することになる。

こうした法制度を整理するとともに、史跡指定地内において想定される又は可能性のある現状変更等の行為の例を示す（表 7-1・2）。

なお、現状変更等の許可を必要とする行為、必要としない行為は、具体的な行為の内容を勘案して最終判断を行う必要があり、行為を検討又は計画した段階で御所市教育委員会（文化財課）に問い合わせることとする（相談・事前協議）。

（イ）現状変更等の取扱原則と取扱基準

A．現状変更等の取扱原則

史跡條ウル神古墳において、史跡の本質的価値を構成する枢要な要素を対象とした整備（遺構の保存や活用に伴う整備：復旧、遺構の表現など）、及び史跡の保存及び公開・活用、管理運営に伴う整備などの現状変更等の行為が想定される。

今後、史跡條ウル神古墳を確実に保存し、後世に継承するため、史跡指定地内における現状変更等は、本質的価値を構成する枢要な要素及び本質的価値に準じる諸要素の調査・研究、保存管理・活用に資するもの、及び防災に関するもの以外は認めないことを原則とする。

B．現状変更等の取扱基準

史跡指定地内における現状変更等について、取扱基準を表 7-3 のように定める。

取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国、県の指導・助言を受け、適正に対応する。先にも記した文化庁長官の許可を必要とする現状変更については、御所市教育委員会（文化財課）が窓口となり申請書を受け付け、関係法令及び現状変更等の取扱基準をもとに内容を確認し、受け付けたものを奈良県に意見を付して進達（副申）する。なお、奈良県へ副申した申請書は、その後奈良県が文化庁長官に副申し、文化庁で可否の審査が行われる（図 7-2）。

現状変更に関しては、問い合わせ（相談・事前協議）を含め、記録様式を作成して年月日、問い合わせ・申請者名、内容、管理団体としての対応などを記録する。

（2）行政的な措置

ア　土地の公有化

今後史跡條ウル神古墳の保存と活用及び整備を進めていくため、地権者の理解と協力を得ながら、土地の公有化を行う。現在、史跡指定地の北端部分において民有地が 1 筆残っており、史跡指定地全体面積の 2%となる（図 3-3、表 3-1）。この範囲については、公図の乱れなどが整理でき次第、公有化を行う計画である。

イ 「保存活用計画」の策定

史跡條ウル神古墳の適切な保存と活用を実施するために「保存活用計画」を策定するが、本計画がこ

表 7-1　現状変更等の許可を必要とする行為

<table>
<tr><th>権限を有するもの（申請先）</th><th>根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）</th><th>史跡條ウル神古墳における例</th></tr>
<tr><td rowspan="4">文化庁長官</td><td>■文化財保護法第 125 条第 1 項</td><td>【現状を変更する行為（軽微である場合等を除く）】</td></tr>
<tr><td>史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。
○現状変更
・建築物その他の工作物の新築・増築・改築
・土地の形質変更など
○保存に影響を及ぼす行為
・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は許可が必要ない）

【上記の「ただし書き」】
※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条：表 7-2 参照）の規定に基づく</td><td>○休憩所などの建築物の新築
○地形・土地の形質の変更、掘削
○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存・整備など
○園路の新設
○整備に伴う抜根、植樹
○枯死した樹木の抜根</td></tr>
<tr><td>【保存に影響を及ぼす行為】</td></tr>
<tr><td>○遺構の型取り
○地下遺構の直上における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為
○石材等の露出遺構の薬剤処理など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">御所市教育委員会（文化財課）</td><td>■法施行令第 5 条第 4 項</td><td>史跡條ウル神古墳における例</td></tr>
<tr><td>○小規模建築物（階数が 2 以下、建築面積が 120 ㎡以下）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管、その他これらに類する工作物の設置又は改修
○建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等）
○木竹の伐採
○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取　など</td><td>○イベント等に利用される仮設建築物の整備（テントの設置など）
○工事に関わる仮設建築物(2 年以内)の整備(プレハブの事務所･倉庫、仮設トイレなど)
○建築物以外の工作物（フェンス、ベンチ、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、解説板、看板、電柱、環境調査装置など）の設置・改修・撤去…「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為（影響の軽微である場合は除く）」以外の場合
○既存園路の舗装及び修繕
○史跡標識・解説板・境界標等の設置・改修
○埋設されている水管の改修
○木竹の伐採
○倒れていない枯損木・危険木の伐採</td></tr>
</table>

表 7-2　現状変更等の許可を必要としない行為

■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き）
　ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

区分	根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	史跡條ウル神古墳における例
維持の措置	■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条	
	○毀損等からの原状復旧（※ 1） 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。	・部分的に毀損している墳丘などの原状復旧 ・毀損した擁壁の原状復旧
	○毀損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。	・毀損している墳丘への一時的なシート、土のうの設置など
	○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	・枯死した木竹の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く：表 7-1 を参照）など（既に倒れているものは一般的な管理行為で対応可能）
非常災害のために必要な応急措置		・崩落や浸水を防ぐ土のうの設置 ・シートによる遺構の保護 ・立入禁止柵などの設置 ・倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの		・危険木、史跡の利用上支障となる樹木の除去（剪定か伐採かで対応が変わるため、許可の必要な行為かどうか個別具体に検討する。）など
一般的な管理行為		・除草、下草刈り ・木竹の管理（剪定、除草など） ・景観や周辺環境に配慮した枝打ち ・倒木の除去 ※許可が必要な行為かどうかは、個別具体に判断する。
届出	〈許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合〉 ※文化財保護法第 127 条 ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く。	

※ 1　復旧

　史跡等が毀損し衰亡している場合に、毀損又は衰亡する前の状態に戻すこと。史跡整備の手法としては「遺構保存」（劣化等の進行の抑制）と「修復」（保存修理、復元）があり、建築物では一般的に「修繕」という。

表 7-3　史跡條ウル神古墳における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）

<table>
<tr><td colspan="3">現状変更等の取扱方針</td><td>史跡の保存・整備のための発掘調査、遺構の保存修理及び表現、史跡に相応しい景観形成のための樹木整備、保存施設や史跡の公開・活用のための施設・設備の整備、防災施設の整備、既設の建築物・工作物の改修・移設・撤去などを除き、原則として現状変更は認めない。
なお、認められた現状変更等は、下記の「共通事項」を前提に行うこととする。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">現状変更等の取扱基準</td><td colspan="2">共通事項</td><td>○遺構の保護及び史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、それが軽微であるものを除き認めない。「軽微なもの（除草、下草刈り、樹木の枝打など）」であるかどうかについては、具体的な行為の内容を勘案して判断する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td rowspan="2">新築・改築・改修</td><td>○史跡の保存管理や活用を目的とした史跡整備による建築物（あずまや等の便益施設・遺構保存施設等）以外の新築は原則として認めない。
○史跡整備による建築物の新築や改修は、遺構の保護や景観に配慮したものとし、国・県と協議して認める。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">園路・広場の新設、修繕等</td><td>○史跡の保存（保存管理）及び公開･活用に資するとともに、古墳の歴史性や景観を考慮（配置等に留意）したもの以外は新設を認めない。</td></tr>
<tr><td>○既設又は今後整備する園路等の適切な維持管理、修繕・改修を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工作物</td><td rowspan="2">設置（新設）</td><td>○史跡標識や解説板等の保存施設、案内板や休憩施設等の管理・公開・活用のための施設（ベンチ等）、防災・防犯設備や水道設備、電気・照明設備等の維持管理施設、史跡の保護のために必要な環境調査装置、雨水排水等の埋設物及び鳥獣被害対策の施設など、史跡の保存・活用のために必要な施設・設備以外の工作物については、原則として設置（新設）を認めない。</td></tr>
<tr><td>○工作物を設置（新設）する場合は、遺構の保護や景観に配慮した工法、材料によることとする。</td></tr>
<tr><td>改修、撤去等</td><td>○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理や改修等を行う。
○毀損や老朽化などによる工作物の撤去を認める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の形状の変更</td><td>○墳丘の保護や修復・復元、遺構の表現などを除き、土地の形状の変更を認めない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">木竹伐採等</td><td>○遺構・地形の保護や防災に配慮することを前提に、木竹の伐採等を認める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">植栽</td><td>○墳丘の保護や本質的価値と調和する植栽､眺望等を阻害しない植栽を除き､原則として植栽を認めない。</td></tr>
</table>

※用語の定義

【改築】

従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異ならないもの）を建てること。元の建物と著しく異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

【修繕（修理)】

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

【改修】

毀損・劣化した建築物・工作物の原状回復（復旧、修繕）にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップなどを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保護と史跡としての景観との調和を前提とする。

【土地の形状の変更】

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する造成を行うこと。

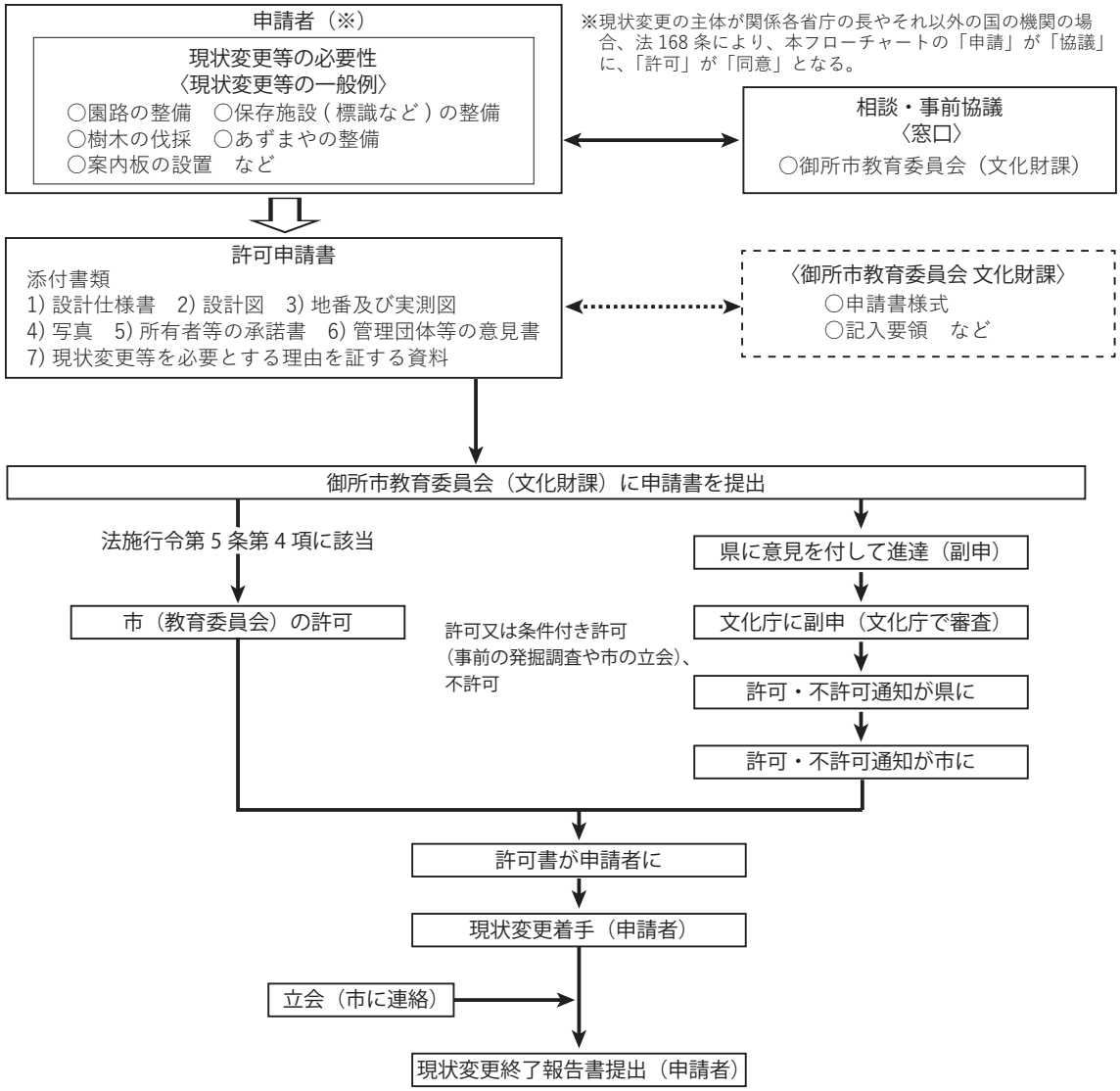


図 7-2　史跡條ウル神古墳における現状変更等の手続きの流れ

れに該当する。

ウ　日常的な維持管理の施策

史跡整備などの進捗状況を踏まえながら、地域住民等と連携し、史跡指定地やその周辺の清掃美化の定期的・持続的な実施を図るとともに、墳丘や遺構などの定期的な点検を行う体制を構築する。

（3）技術的な措置

ア　情報の整理と保存施設（標識・解説板・境界標等）の設置

史跡條ウル神古墳の保存管理を確実にするため、史跡條ウル神古墳を構成する各要素の整理を行う。

また、史跡條ウル神古墳について周知し保存管理を確実にするためにも、必要な内容の保存施設を設置する。

イ　史跡條ウル神古墳の保存のための樹木伐採の実施や施設等の設置と管理

史跡條ウル神古墳を確実に保存するため、支障となる樹木の伐採を行う。また、史跡指定地西側に設

置されている擁壁については、経年劣化が認められることから改修の必要性についての検討を行う。墳丘や埋葬施設の保存のために必要な施設の設置について検討するとともに、設置後には適切な管理を行う。

ウ　遺構等の定期的なモニタリング

史跡條ウル神古墳の本質的価値を構成する遺構の定期的なモニタリング等を通した管理を行う。現時点では遺構に目立った損傷は認められないものの、風雨による墳丘土の流出や埋葬施設内の環境変化などを把握するために、巡視体制の整備や観測装置の設置を行い、今後必要な保存方法について検討を行う。

エ　鳥獣対策

史跡指定地周辺においてイノシシの目撃例が増加している。野生動物による掘り起こしなどによって生じる史跡條ウル神古墳の毀損への対策について検討を行う。

オ　毀損及び衰亡の状態からの復旧

天災等による史跡條ウル神古墳の毀損や衰亡が認められた場合は、速やかな復原を行う。

5　保存のための調査・研究

（1）調査・研究の方向性

史跡條ウル神古墳を特徴づける墳丘北側石室は、1次調査終了後に埋め戻され、その後一度も開口されていない。加えて、石室実測図以外の調査区平面図や、埋め戻し作業に関する写真・図などが残されていないため、石室への進入部分の構造や、埋め戻し方法に関する情報が非常に乏しい状況となっている。また、石室の土中に遺存したままの遺物については、この数十年の間に度重なる石室内の環境変化を経験した上、遺物自体が一部試掘坑掘削時に外気に触れたこともあり、その保存状態の悪化が懸念される。遺物の早急な取り上げと保存処理を含めた対応が求められる。また、墳丘の規模や形態、墳丘南側石室の内容など、本質的価値においても一部明らかとなっていない点が残されている。

こうした現状は、史跡條ウル神古墳の本質的価値の保存を阻害する恐れがある上、適切な保存管理の方法を検討する際の大きな課題ともなっている。そこで、上記の技術的な措置と併せて、本計画期間内には、現状の把握を行うための調査と次期計画に向けた研究を実施し、次期計画において講じるべき技術的措置についての検討を行う。

なお、調査・研究の実施に際しては、将来的な保存管理や活用を見越した上で、幅広い視野を持って方法を検討する必要がある。具体的には、従来の考古学的な視点はもとより、石室や墳丘の構造と保存に関する土木工学的な視点、遺構や遺物への適切な保存処理に関する保存科学的な視点などが考えられる。また、近年文化財調査におけるデジタル技術の活用が急速に進化し、考古学研究や文化財の保存と活用において一定の成果を上げていることから、現在の研究・技術水準に対応した調査・記録作成を行う。なお、各種調査の実施に際しては、史跡條ウル神古墳への影響が必要最小限となるよう留意する。

（2）調査・研究の方法

ア　墳丘復元のための調査・研究

墳丘規模や形態については、これまでの調査によっておおよその範囲は明らかとなっているものの、正確な墳形や墳丘端の位置を確定するには至っていない。史跡條ウル神古墳の本質的価値をより高め、適切な保存を図るためにも、史跡指定地外における範囲確認調査も含めた計画的な発掘調査と墳丘復元に関する研究を進める。特に、墳丘北端部や、墳丘東側におけるくびれ部の有無については、指定前の

土地利用の都合上、十分な調査トレンチを設定することが叶わなかった。これらの部分については、優先的に発掘調査を行い、その成果を基に適切な保存範囲や整備方法についての検討を進める。

イ　墳丘北側石室の再測量調査とモニタリング調査および発掘調査

墳丘北側石室では、1次調査によって最低限の記録作成や副葬品の遺存状況についての確認は行われたものの、その後は一度も開口されていないため、石室内部の環境が遺構や遺物に与える影響、石材の劣化や構造上の問題点の有無等に関する調査はなされていない。以前は水没していた石室が、1960年代頃に実施された隣接する市道の工事によって水が抜けたこと、1次調査によって金銅製品を含む土中の遺物の一部が外気に触れたこと、調査後に石室を封鎖したこと、などの度重なる環境変化を鑑みると、遺構や遺物の保存状態の悪化が懸念される。そのため、調査と遺構・遺物の保存処理を行うための体制整備や財源確保、資料の保管施設の整備といった条件が整い次第、保存のために必要な措置を検討するための墳丘北側石室の再測量や、環境モニタリング等による現状確認を行う。その上で、 石室や石棺、遺物の適切な保存のために発掘調査が必要と判断される場合には、遺構や遺物の保存を目的とした発掘調査を速やかに実施する。調査に際しては、事前に遺物の取り上げや保存処理の方法について検討を行うとともに、遺構の保存管理を適切に行うための情報を得るため、継続的な石室内の三次元測量や環境モニタリング調査などの実施方法についても検討する必要がある。

ウ　墳丘南側石室の解明に向けた調査・研究

墳丘南側石室は、6次調査によってその存在を確認し、本質的価値の一部（表4-1、図4-1）と位置づけているものの、詳細については明らかとなっていない。本質的価値をより明らかにするとともに、適切な保存管理の方法を検討するためにも、計画的な発掘調査を実施し、内容の把握と歴史的な位置付けを明らかにするための研究を進める。

エ　史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する研究

史跡條ウル神古墳の本質的価値を明確化するには、周辺の遺跡・古墳との関係を明らかにする必要がある。本計画に則って行う調査成果を、周辺の遺跡・古墳で行われている調査の成果を踏まえながら分析し、研究を進める。

史跡條ウル神古墳は、大和における同時期の首長墳と比較しても墳丘や埋葬施設の規模・内容が傑出しており、副葬品からも大和政権中枢との強い繋がりをうかがうことができる。さらに、横穴式石室の形態は、條の地域の南東に隣接する巨勢谷地域において、6世紀前半から継続して認められる横穴式石室の特徴と類似する。これらのことから、古代において巨勢谷地域に勢力基盤を持った有力氏族である、巨勢氏の首長を被葬者として考えることもできるが（御所市教育委員会編2003、藤田2016）、周辺古墳を含めた発掘調査事例も限られるため、議論を尽くしたとは言い難い。史跡條ウル神古墳の墳丘形態や墳丘南側石室の解明を進めるとともに、墳丘北側石室の追加調査を含めた計画的な調査を行うことで、周辺地域との関係性や被葬者像についての研究を進める。

そして、上記の方向性に基づいて行った調査・研究の成果は、保存管理だけでなく活用や整備へも適宜反映させていく。

参考文献

御所市教育委員会編 2003『古代葛城とヤマト政権』学生社
藤田和尊 2016「葛城縣における蘇我氏と巨勢氏の考古学的動向予察」『塚口義信博士古稀記念　日本古代学論叢』塚口義信博士古稀記念会

第８章　活用

１　方向性

まず、第６章に記した活用の基本方針を再掲する。

●本質的価値に負の影響を与えず、豊かに引き出すことができる適切な活用方法を検討する。
●適切な保存のためにやむを得ず限定的な公開とせざるを得ない遺構や遺物が存在する場合は、本質的価値を伝えるための、デジタル技術の活用などについて検討する。
●多様な活用方法を展開するためにも、多くの市民・地域団体との連携を図る。
●関連する周辺の遺跡群とのネットワーク化を進め、それぞれの文化財の保存活用の効果をさらに高め、地域活性化につなげる。

この基本方針に沿って行う史跡條ウル神古墳の活用の方向性は以下の通りである。

①　史跡條ウル神古墳がもつ国内最大級の横穴式石室・家形石棺の迫力や、副葬品とのセット関係がわかる希少性を最大限に活用し、地域の歴史を伝え、郷土への愛着や文化財保護への関心を高める。

古墳の本質的価値を、整備・展示・デジタル技術を活用して**視覚的・体験的にわかりやすく伝える**ことで、専門知識がなくても誰もが理解・共感できるようにする。

②　史跡條ウル神古墳の周辺地域に大型横穴式石室が所在することを活用して、御所市や奈良南部への興味関心を喚起し、関係人口や観光客の増加、ひいては経済活動の活性化へつなげる。

周辺資源との連携や情報発信の強化により、**「訪れやすく、また来たくなる」史跡**として広域的な魅力を形成する。

③　史跡條ウル神古墳を活用し、地域コミュニティーの維持や市民活動の活性化を図る。

地元住民・各種学校・市民団体などが、史跡という場で様々な取り組みが行えるよう働きかけ、**地域の歴史や御所市の良さを発信する語り部**を育成する。

2　活用の方法

本節では、前節で示した活用の方向性に基づき、第５章で記した３つの活用内容の分類に沿って具体的な活用方法を提示する。ただし、史跡條ウル神古墳の活用は、今後実施する範囲確認調査や石室内部の再調査の進捗状況に制限される側面が多分にあり、現時点で実施可能な方法と新たな調査成果を踏まえて実施すべき方法に区分して整理する必要がある。そこで、活用の方法については、本計画期間中に実施可能な活用方法と、次期計画以降に実施を検討する活用方法に分けて整理する。

（１）本計画期間中に実施可能な活用方法

本計画期間（令和８～17年度）は、史跡條ウル神古墳の本質的価値を追求する発掘調査の実施が事業の中心になるため、積極的に人を呼び込む活用方法は控える期間とし、史跡條ウル神古墳の今後の整備・活用に関する意識高揚や、整備後の保存・活用を担う人材育成、整備・活用に対する支援者を広く獲得することを目的とする。

（教育資源としての活用）

●展示環境の拡充

史跡條ウル神古墳の本質的価値をより多くの人へ伝えるため、出土遺物などの展示機会を増やす。

・御所市文化財展示室の常設展示の更新や特設展示コーナーの設置

●情報発信の強化

史跡條ウル神古墳やそれを含む御所市の文化財、ひいては文化財保護全般へ関心の輪を広げられるよう、対面・非対面を問わない様々な情報発信を行う。

・出前授業、出前講座の実施
・パンフレットなど配付資料の更新
・講演会やシンポジウムの実施
・SNS（Instagram、X）やYouTubeで調査成果の紹介動画を配信
・公式Webサイト内に特設ページを設け、年次報告・研究成果を掲載

（観光資源としての活用）

●広域連携・周辺遺跡への誘導

史跡條ウル神古墳への来訪者をそれのみに留めず、市内周辺の観光スポットや市を越えた関係遺跡へ誘導し、相乗効果の高い活用について検討する。

・史跡宮山古墳など近隣史跡や一般的な観光資源、便益施設を盛り込んだ観光ルートマップの作成
・作成したルートマップを使用した文化遺産巡りイベントの開催
・史跡條ウル神古墳と関係の深い遺跡が存在する近隣市町と協力し、「大型横穴式石室周遊マップ」といったツールの作成についての検討

以上に加えて、次期計画以降に実施する本格的な史跡整備後の活用方法について、教育分野・観光分野・地域づくり分野それぞれの事例収集など調査研究を行う。

（２）次期計画以降の実施が想定される活用方法案

次期計画以降（令和18年度～）の活用方法については、上記の通り本計画期間中に調査研究を進めるが、想定される活用方法の例は下記のような内容である。

（教育資源としての活用）

●北側石室・南側石室の「見えない価値」の可視化

史跡條ウル神古墳の本質的価値の中でも枢要な要素である埋葬施設は、遺構保全や安全確保の観点を

踏まえ現地公開の程度を検討する。それに加えて、現地に赴かなくても史跡條ウル神古墳の本質的価値を知り、迫力ある石室を体感できるよう、デジタル技術を駆使した情報提供について検討する。

・（発掘調査後、）遺構への影響や安全に配慮した石室の公開
・AR/VR 技術を用いたバーチャル石室公開（アプリまたは展示室内設備）
・石室の 3D モデルや出土品の 3D スキャンデータを活用したウェブコンテンツの公開

●解説、案内の充実

範囲確認調査等の成果を踏まえた配布資料の更新や新たな機器利用を検討する。

・最新の調査、研究成果に基づく詳細な解説パンフレットや音声ガイドの導入

●学校・大学との連携

郷土学習や専門教育、生涯学習など、それぞれの目的にあった教育機関との連携方法を検討する。

・市内の小中高と連携し、郷土学習プログラムの作成
・奈良県内外の大学（考古学・教育系）とインターンシップや連携講座の実施

（観光資源としての活用）

●来訪者支援体制の構築

史跡條ウル神古墳への来訪者が、現地の解説板などの施設から知識としての学びを得るだけでなく、人とのつながりを通した体感的な学びを得られる仕組みを検討する。

・ボランティアガイドの育成、登録制度の導入
・御所市観光部局や大学あるいは周辺市町村と連携した体験型ツアー（古墳探訪ウォーク）

●観光施設との連携

より多くの人に史跡條ウル神古墳を認知してもらうため、歴史や文化財という枠にとらわれない活用方法を検討する。

・金剛山や葛城山、「御所の郷」など周辺スポット・施設とのコラボ企画・連携イベント

（地域づくりにおける活用）

●市民参画と啓発活動

より多くの人に史跡條ウル神古墳との関わり（接点）をもってもらうため、実際に現地へ足を運ぶ催しを積極的に開催する。

・市民団体や学校と連携した「古墳の日（仮）」イベントの開催
・ワークショップや見学会の定期開催で史跡の親しみやすさを向上

●コミュニティ活動との連携

史跡條ウル神古墳への愛着を育み、行政と市民が一体となって史跡條ウル神古墳の保存、活用に取り組めるよう、史跡條ウル神古墳に密着した組織形成を図る。

・地域史を学ぶサークルや「ウル神古墳サポーターズ」組織の創設
・史跡條ウル神古墳や周辺遺跡を案内するボランティア組織の育成

●教育、観光との横断的活用

史跡條ウル神古墳に関わる主体が広がるよう、市文化財部局以外の組織や個人と連携できる取り組みを検討する。

・学校、観光部局、市民団体合同で行うワークショップ
・史跡を通じて地域アイデンティティの再発見を促す活動の検討

第 9 章　整備

1　方向性

（1）地区割

本計画対象範囲（図 1-1）のうち、保存に関する地区については第 7 章で述べたが、ここではさらに整備に関する地区としてⅣ区を加え、地区ごとの整備の方向性を示す（図 9-1。※図 7-1 と同一）。重複する部分もあるが、各地区の概要は以下の通りである。また、史跡指定地内である Ⅰ 区については、構成要素の内容とそれぞれの要素に関わる課題に応じたより詳細な整備方針を示すため、さらに 3 つの地区に細分する（図 9-2）。

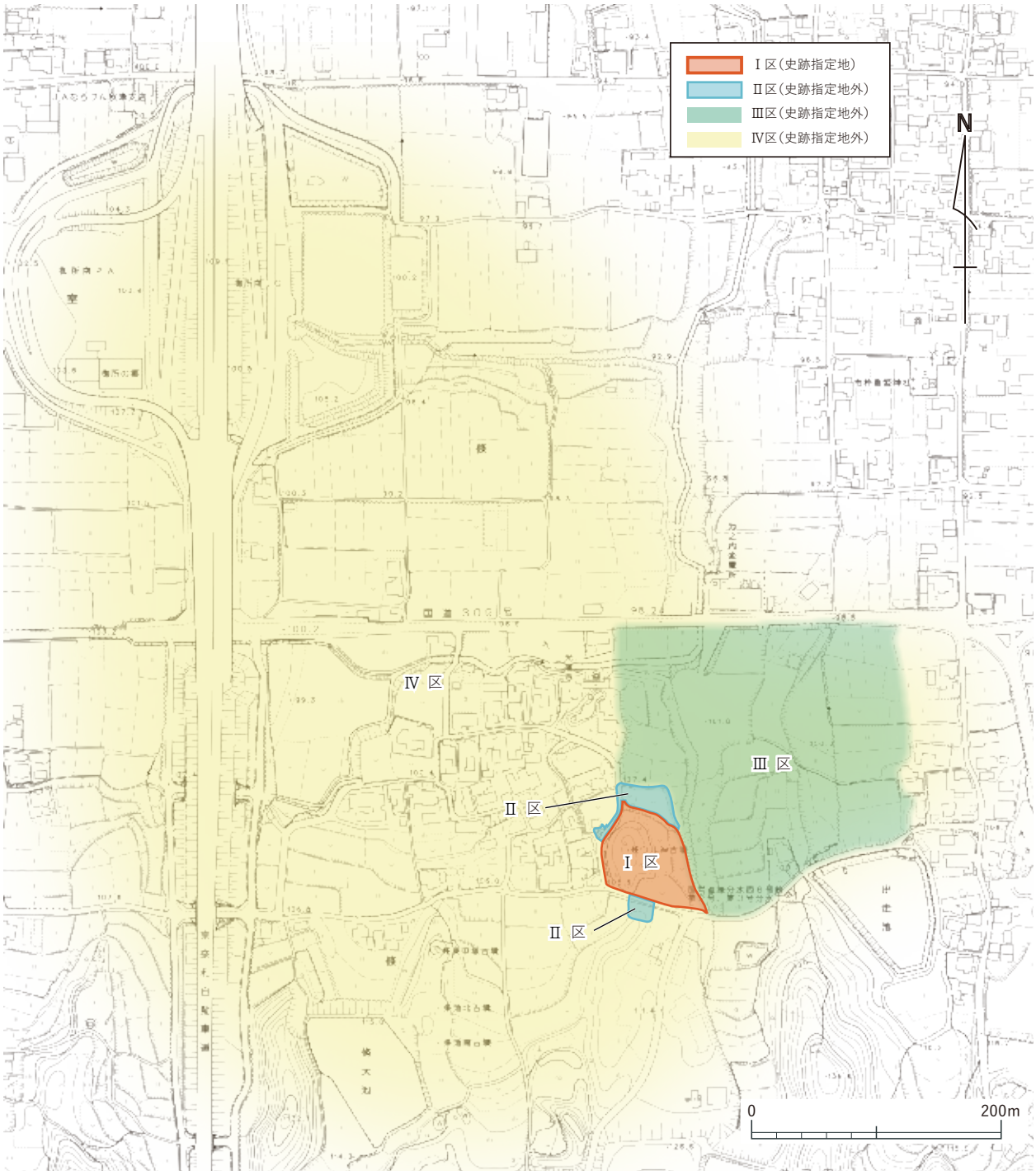


図 9-1　整備のための地区割（計画地全域）

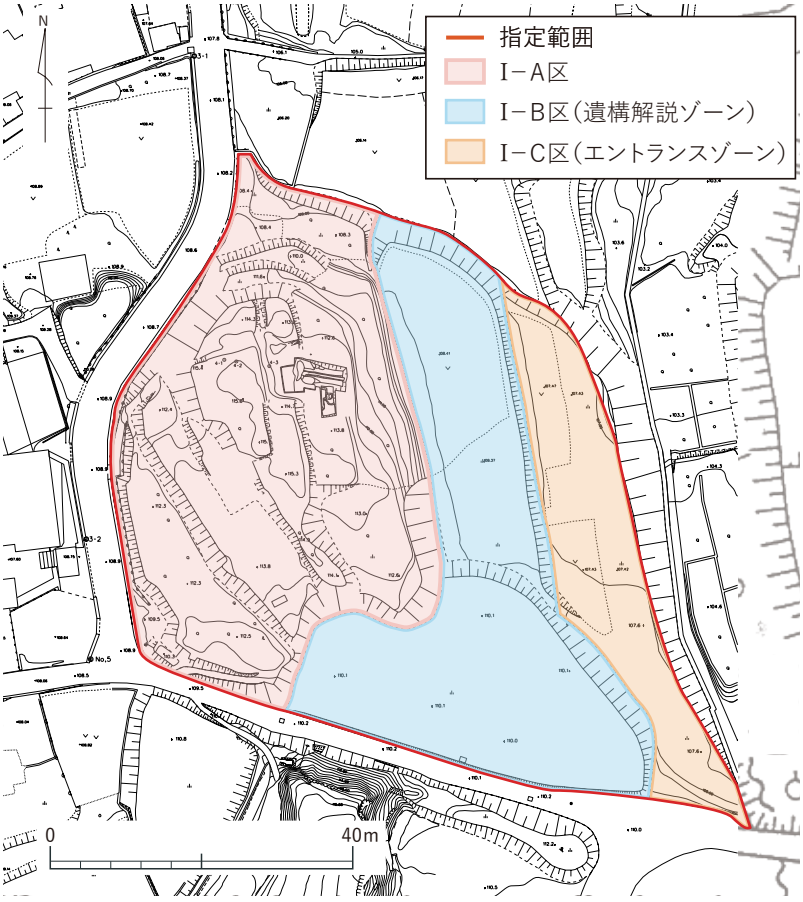


図 9-2　整備のための地区割（Ⅰ区：史跡指定地内）

●Ⅰ区（史跡指定地）

史跡條ウル神古墳の現在史跡指定を受けている範囲に相当する。

●Ⅰ－Ａ区（写真 9-1）

墳丘が高まりとして残されている範囲で、埋葬施設もこの地区内に位置する。現状でも目視にて墳丘の存在を認めることのできる範囲であるが、史跡指定地外西側からは、既存の擁壁（写真 4-12）によって古墳として認識しづらくなっている。地区の西側中央付近の小道（写真 4-14）から、墳丘上へ直接上ることができる。

●Ⅰ－Ｂ区（遺構解説ゾーン）（写真 9-2）

墳丘が削平され、畑として利用されていた平坦面である。これまでの調査の結果、墳丘南端を区画する溝（写真 3-3･4）や、墳丘東側の盛土（写真 3-5･6）の存在が確認されている範囲である。また、墳丘北側石室の開口方向にあたる。

●Ⅰ－Ｃ区（エントランスゾーン）（写真 9-3）

Ⅰ－Ｂ区よりも東側に位置する段々畑の最下段で、史跡指定地内でも最も低い土地となっている。発掘調査によって弥生時代の遺構（写真 4-1）が検出されているが、史跡條ウル神古墳の墳丘外であることが確認されている範囲である。史跡指定地南側の市道からは 2 m以上低くなっているが、地区南端に市道から進入するためのスロープ状の小道（写真 4-15）が取り付けられている。



写真 9-1　Ⅰ－ A 区（北東から）



写真 9-2　Ⅰ－ B 区（北から）



写真 9-3　Ⅰ－ C 区（南東から）

●Ⅱ区（史跡指定地外）

史跡指定地の北側に隣接する畑と、北西側に隣接する宅地内に立地する地形的な高まり、および巨勢山丘陵から墳丘へと派生する尾根のうち、史跡指定地南側に隣接する部分にあたる。現状では周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。地形的に史跡條ウル神古墳に含まれる可能性が否定できないものの、発掘調査による検証が必要な範囲である。

●Ⅲ区（史跡指定地外）

史跡指定地の東側から出走集落までの間の範囲にあたる。現状では住宅や倉庫などが数件建っているものの、大半が農地であることから、一帯から古墳への視認性が高い範囲である。

●Ⅳ区（史跡指定地外）

主に史跡指定地の西、北西側のエリアに該当し、北側には国道 309 号線が東西に走り、京奈和自動車道御所南 IC・PA が立地するなど史跡條ウル神古墳への北方向からの入口となっている。南側には市道室・出走線が東西に走っており、西進すると史跡宮山古墳、史跡巨勢山古墳群のエントランスゾーンや、御所市文化財事務所へ至る。また、史跡指定地の南西には条池古墳群が立地する。来訪者がアクセスのために通過するエリアであり、活用を想定した利便性の向上を検討する地区である。

（２）整備の方向性

史跡條ウル神古墳については、墳丘形態や規模が確定していない点や、墳丘北側石室内の遺構や遺物の保存状態についての懸念といった、史跡の保存や整備の方法を検討する上で大きな課題がある。そこ

で、第７章第５節でも述べた通り、本計画期間はこれらの課題を解決するための調査・研究を優先的に進めることとする。加えて、次期計画において実施すべき整備の方法やそのために必要な財源、体制についての検討も進め、次期計画へスムーズに移行するための準備を行う。

整備には、史跡の本質的価値を保存するための整備と、本質的価値の理解を促進する活用のための整備の大きく２つがあり、保存のための整備はⅠ区とⅡ区において、活用のための整備は全ての地区において実施するものである。それぞれの地区ごとの整備の方向性は以下の通りである。

●Ⅰ区全域

（保存のための整備）

見回り・清掃・除草など日常的な維持的措置を行いつつ、史跡の毀損の原因となりうる樹木の伐採や、墳丘法面および段々畑の法面養生を計画的に進める。

（活用のための整備）

史跡指定地の公開に向けた園路の整備や安全対策を進める。本質的価値の理解を促進する解説板等の充実に力を入れるとともに、本質的価値を顕在化させるための遺構表示などの整備についても、調査・研究の成果を踏まえながら現実的な整備手法を検討する。

なお、本計画期間は各種調査が中心となるため、活用のための本格的な整備は次期計画以降とし、今期については暫定的な解説板の設置を優先して実施する。

●Ⅰ－Ａ区

（保存のための整備）

現存する墳丘および埋葬施設の保存を図るための整備を進める。墳丘の整備に際しては、墳丘復元の要否を検討したうえで最も効果的な整備を行う。

本計画期間には、墳丘北側石室については、条件が整い次第発掘調査や石室内の再測量、内部環境のモニタリング等を実施し、遺構を安定した状態に保つための施設整備について検討を進める。墳丘南側石室に関しては、調査によって内容と保存状況を把握した後、遺構保存のために適切な整備方法について検討を行う。

（活用のための整備）

史跡條ウル神古墳の本質的価値の根幹をなす墳丘北側石室については、本計画期間に実施する調査成果を基に、将来的な内部公開の可能性も視野に入れながら、その方法と必要な整備内容について検討する。墳丘南側石室では、遺構表示や解説板を設置し、本質的価値の理解を促す。

本計画期間については、実施予定の各種調査の成果を基に、活用方法と必要な整備についての検討を進める。併せて、現地には調査成果を踏まえた暫定的な解説板を設置する。

●Ⅰ－Ｂ区（遺構解説ゾーン）

（保存のための整備）

溝や墳丘盛土など、地下に遺存している遺構からの十分な保護層を確保し、遺構の保存を図る。

（活用のための整備）

溝や墳丘盛土の範囲に関する遺構表示や、適切な位置への解説板設置を行い、史跡の本質的価値の理解を促進するための整備を進める。

本計画期間については、次期計画において実施する遺構表示の方法について検討するほか、調査成果を踏まえた暫定的な解説板を設置する。

●Ⅰ－Ｃ区（エントランスゾーン）

（保存のための整備）

史跡指定地よりも東側の隣接地は水路に面した急斜面となっており、これらの斜面崩落による史跡の毀損の恐れがある場合には、必要に応じた法面養生を行う。

（活用のための整備）

市道からの入口部分となることから、来訪者のためのエントランスゾーンとしての整備を行う。墳丘範囲内には含まれないことから、景観に配慮した上であずまややベンチなどの設置を検討するとともに、史跡全体の概要について説明した解説板を設置する。

本計画期間については、活用のための本格的な整備は行わず、次期計画において実施する整備内容についての検討を進める。

●Ⅱ区

（保存のための整備）

範囲確認調査の結果、史跡條ウル神古墳の範囲であると認められた場合には、追加指定および公有化と、適切な保存施設の設置を行う。

（活用のための整備）

史跡條ウル神古墳に関する遺構が確認された際には、遺構表示や解説板によって本質的価値を顕在化させる。

●Ⅲ区

（活用のための整備）

耕作地や宅地、民間事業者の資材置き場などとして利用されており、通常は来訪者が立ち入ることの無い範囲である。しかしながら、史跡に隣接している上、古墳への眺望にも恵まれていることから、駐車スペースや便益施設、ガイダンス施設の設置や、景観保全を含めた整備の可能性について検討を行う。

●Ⅳ区

（活用のための整備）

史跡指定地へアクセスするための主要幹線道路や、利用者の多いIC・PAが含まれるエリアであることから、史跡へのアクセス性を高めることのできるような案内板の設置や駐車場の整備を積極的に実施する。

本計画期間については、次期計画に向けて整備内容の検討を行う。来訪者の増加によって地域住民の生活に支障をきたすことの無いよう、各施設の設置場所等については、周辺自治会との調整を図りながら検討を進める。

2　整備の方法

史跡條ウル神古墳の墳丘形態や規模、また墳丘北側石室の現状については不明な部分も多く、具体的な整備方法を決定するためには、事前の調査が必要となる（第7章第5節）。本計画期間はこうした調査の実施が事業の中心となり、具体的な整備方法については検討を行う期間となる部分も多い。そのため、整備の方法については、本計画期間に実施する整備と、次期計画に向けて本計画期間に実施する調査・検討の2つに分けて整理する。その上で、次期計画以降に実施を目指す整備についても併せて述べる。なお、次期計画以降に実施する整備の具体的な方法については、次期計画以降に策定する整備基本計画において検討する。

（1）本計画期間に実施する整備（令和8～17年度）（図9-3）

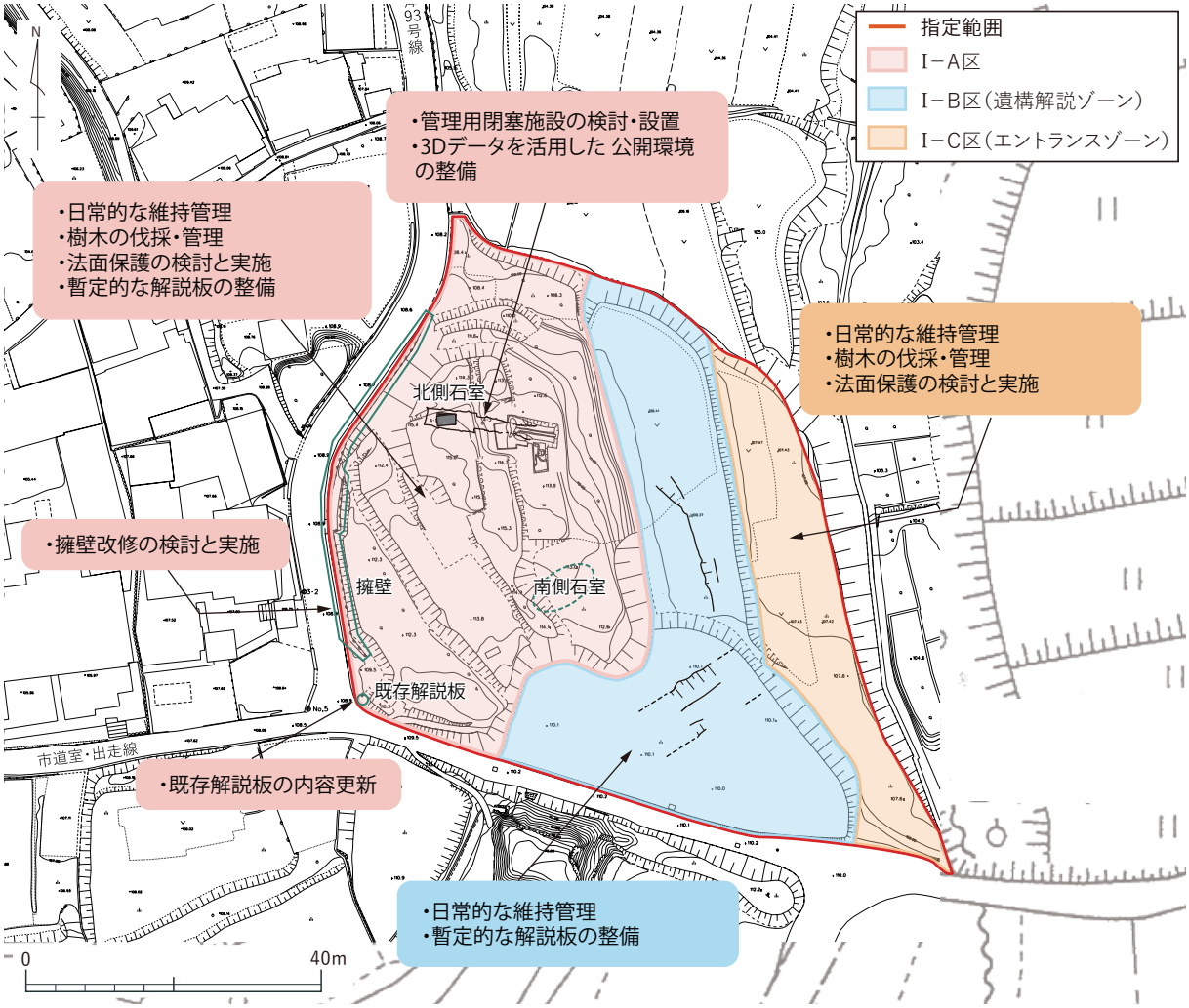


図 9-3　本計画期間の整備実施計画図（Ⅰ区：史跡指定地内）



写真 9-4　Ⅰ－A 区墳丘上の樹木（北から）



写真 9-5　Ⅰ－C 区の樹木（南から）

（保存のための整備）

●史跡指定地内の樹木伐採（Ⅰ区全域）

Ⅰ－A 区の樹木（写真 9-4）については、墳丘を毀損する恐れのあるものや、史跡の景観を損なうものは全て伐採を行う。一方、Ⅰ－C 区の樹木（写真 9-5）については墳丘への直接的影響がない上、史跡指定地からの土砂流出を防ぐ一定の効果がある可能性がある。そのため、景観に悪影響を及ぼさないものについては、植栽の一部としての保存の可否について検討する。なお、伐採すべき樹木の選木に際

しては、山林保全や土木工学等の専門家の意見も踏まえた上で実施する。

●墳丘斜面および史跡指定地内の斜面における法面保護（Ⅰ区全域）

Ⅰ－A区西辺に設置されているコンクリート擁壁（写真4-12）は、切土によって急傾斜となった墳丘を支えているものの、経年劣化も見受けられる。擁壁の耐久性を確認の上、改修の要否について検討を行う。改修を行う際には、墳丘や擁壁背面に存在する墳丘北側石室への影響を最小限に抑えるよう配慮するとともに、可能な限り古墳の景観を損ねることのない工法を選択する。

その他の墳丘斜面および史跡指定地内の斜面についても、急傾斜となっている部分については、毀損の危険性を判断した上で、早急な対応が必要な個所については、遺構の保護と景観に配慮した方法で法面養生を行う。

●埋葬施設の保存管理施設整備（Ⅰ－A区）

墳丘北側石室は現在埋め戻されており、保存や管理のための施設は設置されていない。そのため、本計画期間に実施を検討している石室内の再測量や、内部環境のモニタリング調査、日常的な管理のために必要となる、管理用の閉塞施設（石室への進入路に設置する仮設の扉など）を設置する。なお、石室内には副葬品が遺存する状態であることから、環境変化による遺構や遺物への影響を最小限とするもので、かつ防犯上の対策も十分に考慮された構造となるよう検討する。

墳丘南側石室については、現状では詳細について不明な部分も多いため、今後の調査の成果を踏まえながら保存のために必要となる措置について検討を行う。

（活用のための整備）

●解説板の更新と暫定的な整備（Ⅰ－A区、Ⅰ－B区）

本計画期間中に実施する範囲確認調査等の成果を基に、現在Ⅰ－A区南西端隅に設置している解説板の内容を更新する。また、溝や墳丘盛土の範囲など、墳丘の形態や規模を示した解説板をⅠ－B区内の適切な場所へ新たに設置する。なお、園路や遺構表示については中・長期的な整備で実施する計画であるため、本計画期間中に新設する解説板については次期計画期間までの暫定的なものとし、将来的な整備の妨げとならない構造のもの（内容の更新が可能、移設が可能など）となるよう配慮する。

●埋葬施設を理解するための環境整備（Ⅰ－A区）

墳丘北側石室とその内部の家形石棺は、史跡條ウル神古墳を特徴づける重要な要素である。しかしながら、遺構と遺物の保存のため、遺構の安全面の確認や遺物の取り上げが完了するまでは石室内の一般公開は行わず、石室内の再測量によって取得しうる3DデータのHP上または文化財展示室等での公開や、AR、VRなどの活用によって擬似的に石室内の空間を体験できるようなコンテンツの作成などを実施し、史跡の本質的価値を理解しやすい環境整備を行う。

（2）次期計画に向けて本計画期間に実施する調査・検討（令和8～17年度）

●史跡標識・境界標の設置場所や数量に関する検討（Ⅰ区全域）

史跡指定地の範囲を明示し、史跡の適切な保存と管理を行うため、史跡標識と境界標を設置する。設置に際しては、範囲確認調査と追加指定による史跡指定地の範囲拡大や、次期計画以降に本格化する整備の影響を考慮して、適切な場所と数量についての検討を進める。また、早期に設置可能でその必要があるものについては、本計画期間内の設置を行う。

●遺構・遺物の保存方法と適切な整備に関する調査・検討（Ⅰ－A区）

墳丘北側石室については、保存状態の現状把握が急がれるため、本計画期間中に再測量や環境調査、構造調査等を実施する（第7章第5節）。これらの調査成果を基に、遺構と遺物の保存と活用のために適切な整備方法について検討を行う。具体的には、石室の保存管理設備や、出土資料の保管・展示施設などが考えられる。

●史跡へのアクセスルートと見学動線の調査・検討（Ⅰ区全域・Ⅲ区・Ⅳ区）

来訪者が史跡條ウル神古墳を訪れ、史跡内を見学するための動線計画と、必要な施設（駐車場・便益施設・案内サイン等）の内容や整備位置について検討する。また、来訪者の動線などが地域住民の生活の妨げとならないよう、周辺の交通状況や地域住民への意見聴取、想定しうる来訪者数などについての調査も行う。なお、史跡條ウル神古墳の本質的価値の理解のみにとどまらない、周辺遺跡との歴史的・地理的な関係性についても理解しやすい周遊ルートの設計についても検討し、地域の歴史を一体的に理解しやすい環境整備を行う。

●遺構表示・解説板の整備方法に関する検討（Ⅰ区全域）

本計画期間に実施する各種調査（第 7 章第 5 節）の成果を基に、史跡の本質的価値の理解を促すために適切な遺構表示の方法や、解説板の内容や設置位置についての検討を行う。條ウル神古墳の墳丘は大きく削平を受けているため、元の墳形をイメージすることは困難である、溝や墳丘盛土の範囲に関する遺構表示を行い、古墳の規模や墳形を現地にて体感することのできる整備方法について検討する。なお、盛土等による墳丘復元の要否については、安全性や費用と効果、景観等の面から慎重に検討を行い、最も効果的な整備を目指す。

●埋葬施設の公開施設の整備に関する調査・検討（Ⅰ－Ａ区）

墳丘北側石室については、将来的な一般公開の可能性について検討を行う。また、遺構を保護しつつ、公開を行うために必要な整備について、調査成果を基に検討を進める。

墳丘南側石室についても、調査の成果に基づき、遺構表示の方法について検討する。

●視点場の整備に関する検討（Ⅲ区）

古墳の築造に際しては、地形的な立地条件や横穴式石室の開口方向から、東側からの視点を意識していたと考えられる。現状においても、古墳の姿を最も視認しやすいのは史跡指定地の東側であるⅢ区であることから（写真 9-6）、このエリア内への視点場の整備を検討する。整備に際しては、耕作地や住宅として利用されている地区であることから、地域住民の生活への影響に十分配慮する。



写真 9-6　Ⅲ区から史跡指定地への眺望（東から）

●展示施設・ガイダンス施設の整備に関する検討

御所市文化財展示室では、展示スペースの都合上、條ウル神古墳出土遺物を常時展示できてはいない。将来的な発掘調査で豊富な遺物が出土する可能性を踏まえ、條ウル神古墳出土資料を展示することのできる施設や、ガイダンス施設の整備について検討を行う。

●整備事業の実施に関する調査・検討

上記で検討を行った各整備事業について、具体的な施工方法や費用積算を行い、次期計画において実現可能な事業計画の策定に向けた調査・検討を行う。また、事業実施に際して懸念される財源の確保や実施体制について、他市町村の事例収集も進めながら調査・検討を行う。

（３）次期計画期間以降に実施を目指す整備（令和 18 年度～）

次期計画以降に実施する整備については、次期計画以降に策定する整備基本計画の中で具体的な方法について整理を行う。

（保存のための整備）

●遺構の保存のために必要な施設の整備（Ⅰ区全域）

墳丘や埋葬施設の保存のために必要な設備について、本計画期間に進めた検討結果を基に具体的な整備を進める。

（活用のための整備）

●史跡へのアクセスルートと園路および便益施設や視点場の整備（Ⅰ区全域・Ⅲ区・Ⅳ区）

来訪者が安心・安全に史跡條ウル神古墳を訪れることができるよう、案内サインや駐車場・便益施設等の設置を含めたアクセスルートの整備を行う。史跡指定地内については、史跡の本質的価値を理解しやすい見学動線を設定し、史跡への影響が最小限となり、かつ来訪者の安全を確保できる構造の園路や安全設備（手すり・柵など）、ベンチなどの休憩施設を整備する。また、史跡を一望できる視点場を適切な場所に整備する。

●解説板の本整備（Ⅰ区全域）

Ⅰ区内には、史跡の本質的価値を総合的に伝えるための解説板や、各遺構の詳細について記した解説板を、適切な箇所へ設置する。

●墳丘に関する遺構表示の整備（Ⅰ－Ｂ区）

来訪者が墳丘範囲や形態を現地にて認識しやすい遺構表示を行う。

●埋葬施設の公開施設の整備（Ⅰ－Ａ区）

将来的に墳丘北側石室の一般公開を行う場合、遺構の保護と来訪者の安全を確保するための整備を実施する。墳丘南側石室については、調査成果を基に効果的な遺構表示や解説板の設置を行う。

●展示施設・ガイダンス施設の整備（Ⅲ区、Ⅳ区ほか）

本計画期間内に進めた検討結果を基に、将来的な展示施設・ガイダンス施設の整備を目指す。

3　整備の主体

上記した整備は、基本的に所有者および管理団体である御所市が行い、教育委員会事務局文化財課が所管するが、規模の大きな土木工事等が生じる場合は、他部局（産業建設部建設課等）と緊密な連携をとる。整備に際しては、現状変更等の手続きに遺漏のないよう注意する。

第 10 章　運営・体制

1　方向性

保存活用計画を策定し、事業として実施に移す体制が十分に整備されていなければ、効果的な事業遂行はできない。

そのため、史跡條ウル神古墳の確実な保存と適切で効果的な活用を図っていくため、史跡條ウル神古墳の管理団体であり、史跡條ウル神古墳の所有者である御所市（所管：御所市教育委員会事務局文化財課）が運営の中心となり、秋津地区史跡等調査整備審議会に適宜諮りながら、土地所有者、地域活動団体、関係機関等が連携できる体制の充実・強化を図る。

史跡の保存活用を展開するに際しては、地元住民との連携は必要不可欠である。また、第 8 章に記した 3 つの活用を通して史跡の保存活用に関心のある市内外の人々を惹きつけ、ともに活動するグループの組織化についても検討する。加えて、教育機関や研究機関、有識者などとも連携し、史跡條ウル神古墳の調査・研究、及びその成果に基づく保存活用施策の推進に努める。

2　運営・体制

●運営の方法

史跡條ウル神古墳の保存活用事業は、管理団体である御所市が中心となって進めていく。効果的な事業実施にあたって庁内他部局との連携のほか、関係機関や有識者、秋津地区史跡等調査整備審議会などの諮問機関と連携を図りながら実施する。また地域住民や活動団体と協力した事業運営が必要な場合も考えられるため、臨機応変に対応できるよう日頃から連携を図っていく。

●体制の整備・連携

第 6 章で示した運営・体制の基本方針を軸として、以下の通りにまとめる。

（1）課内の体制整備

後章にまとめる今後の実施工程に対し、文化財課として想定される他業務（史跡條ウル神古墳以外の指定・未指定文化財の保存活用、官民開発への対応など）の推移を踏まえ、現行の体制が十分であるかどうかを吟味する必要がある。特に従前は保存活用の保存部分に業務の比重が大きかったが、今後活用や整備などの事業を効果的に展開していくために、専門職員だけでなく事務職員も含めた適正な職員数・体制の検討を進める。適正な体制については、史跡條ウル神古墳の保存活用事業が非常に長期に渡る可能性が高い点からも、職員の数だけでなく年齢構成などのバランスも考慮した持続可能な体制にすることが望まれる。

（2）庁内の体制整備

庁内部局との体制整備では、まず御所市で今後実施予定の大規模事業との調整を図るための体制整備を行う。御所市では令和 7 年度現在、近鉄御所駅西側複合施設整備事業と学校規模適正化事業の大規模事業が進んでおり、公共施設の建設や、それら開発に先立つ発掘調査が続く可能性があるため、これらの事業と史跡條ウル神古墳の保存活用事業を円滑に進めることができるスケジュール調整を行う必要がある。上記の大規模事業のほか、公共事業を中心とした開発事業が近年増加傾向にあるため、綿密な情報共有ができる体制にすることが望まれる。

史跡條ウル神古墳の保存活用事業には多額の財源が必要となることが予想されるため、御所市財政部局を含む関係職員が参加する検討体制の整備を進める。財源確保については、文化庁の史跡整備補助金のほか、ガバメントクラウドファンディングの導入や観光振興課が所轄するふるさと納税の活用についても検討を進める。

（3）関係機関との体制整備

史跡條ウル神古墳の保存活用事業を進めるにあたっては、文化庁や奈良県文化財課と事業内容の情報共有を行うことで円滑な事業の実施につなげる。史跡條ウル神古墳の発掘調査や遺物の保存処理、石室の環境調査などを実施するには、県の研究機関である奈良県立橿原考古学研究所（保存科学センター）の協力が必要不可欠であることから、保存活用事業にかかる適切な体制を検討し、事業内容に応じて協力を要請する。

（4）諮問機関や外部機関、他の自治体との体制整備

史跡條ウル神古墳の保存活用事業を進めるにあたっては、御所市文化財課が中心となり、秋津地区史跡等調査整備審議会に加え、史跡條ウル神古墳の歴史的価値に係る調査研究、保存、活用、財源探求など、各課題に即した検討会を設置し、専門的な指導・助言を得られる体制の構築を検討する。課題の解決にあたっては、保存活用事業に取り組んでいる他の自治体との情報共有が可能となる体制の整備を検討する。

（5）地域・所有者との連携

地元自治会も高齢化が進んでいるため、互いに無理のない現実的な連携の方法について検討する。

また、地域住民への本計画の周知や講演会・勉強会の開催などを通して史跡への興味を喚起し、保存活用に対する地域住民からの主体的な参画を促していく。市民協働への下地が整ってきた際は、史跡の管理にあたっての具体的な知識や技能に関する講習なども検討する。そして、このような取り組みは地域住民だけに留まらず、市内外の個人や団体に対しても積極的に進め、連携の輪を広げていくことに努める。

史跡條ウル神古墳の保存活用は多岐にわたるため、多様な市民参加が期待される。そういった史跡の保存活用に関心をもつ人々と協力し、より良い保存活用事業を展開していくため、ボランティアグループの組織化についても検討を行う。

所有者との連携に関しては、保存活用計画の趣旨を所有者と共有し、史跡における現状変更の手続きなどの基本的な点を改めて確認するなど、定期的なコミュニケーションの機会について検討する。

（6）その他の連携

学校教育機関・研究機関・民間企業などの組織との連携や周辺市町村との連携等が考えられる。こういった組織との連携は保存・活用（大学教育・生涯学習・人材育成）における繋がりが深いため、後述する実施工程を踏まえながら具体的にどういった連携が可能なのかをまず整理する必要がある。

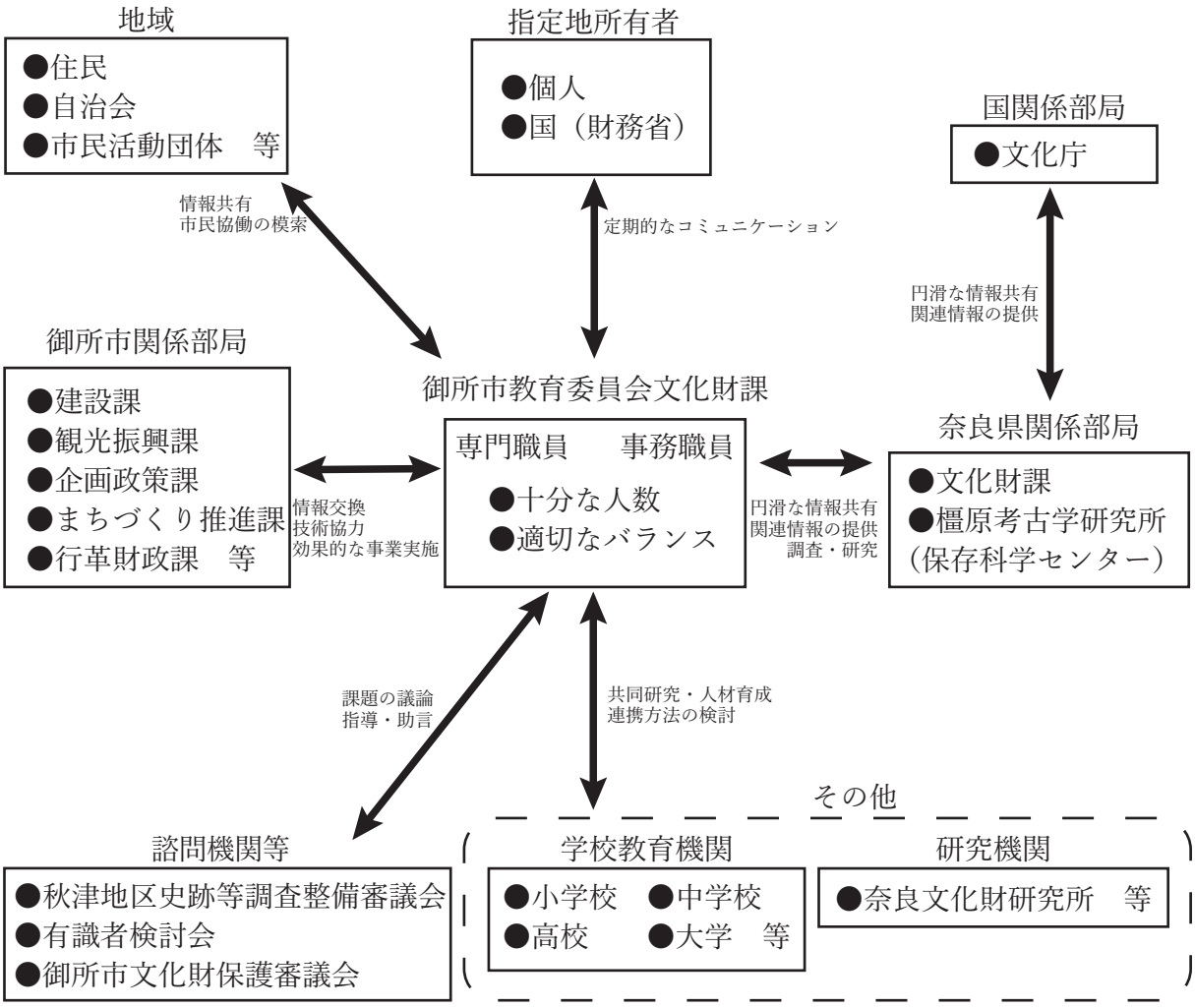


図 10-1　体制・連携のイメージ

第 11 章　施策の実施工程

1　実施工程の策定

第 7 章から第 10 章に記した方向性や方法を実効性の高いものとするため、本章では、それぞれの項目の中で実施すべき施策を整理し、今後どのような工程でこれらを実行していくのかを整理する。

日常的な史跡管理や毀損などの有事対応、計画期間において通時的に実施すべき普及啓発事業や情報共有等連携については、表 11-1 にまとめた。

段階を踏みながら進めるべき施策の実施工程については、本計画期間を前期、中期、後期の 3 段階に分けて表 11-2 にまとめた。前期は、史跡條ウル神古墳の本質的価値を追求する各種調査のための情報整理・研究を行い、調査の優先順位や調査方法の方針を固めたうえで具体的な調査の実施に進んでいく期間である。また、現状の史跡指定地の保存管理のための各種検討も進めていく。

中期は、前期に検討した調査方針に基づく具体的な調査を進めていく期間であり、前期の検討で必要と判断された場合は樹木伐採の実施や保存のための整備の手法についても検討する。また、次期計画における史跡整備後の活用方法や、それら事業のための財源に関する検討も進めていく。

後期は、中期までに進めてきた各種調査成果に基づく史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する研究を進め、報告書としてまとめるとともに、中期に方法を検討した保存のための整備を実施する。次期計画において実施していく活用や活用のための整備に関する検討も継続する。そのうえで、本計画期間終了時には、本計画期間中の様々な調査成果や検討内容を盛り込んだ次期計画を作成し、本格的な史跡整備へとつなげていく。

次期計画以降、実際に整備を実施するにあたっては、整備基本計画を策定のうえ計画的に整備を行っていく。

表 11-1　通時的に実施する施策

区分			本計画期間
保存管理	法的な措置	指定	・追加指定の検討（既史跡指定地外で遺構が発見された場合）
		現状変更等の許可	・現状変更への適切な対応
	行政的な措置	土地の公有化	・指定地の公有化（追加指定や地権者の意向をみて）
		日常的な維持管理	・現状の日常的な看視
			・地域住民等との連携の検討
	技術的な措置	毀損及び衰亡の状態からの復旧	・随時対応
活用	教育資源	展示環境の拡充	・文化財事務所における出土遺物の公開
		情報発信の強化	・出前授業、出前講義の実施
			・講演会、シンポジウムの開催
			・ＳＮＳ等による調査成果等の発信
			・市ＨＰでの史跡條ウル神古墳の情報発信
体制	体制整備	課内の体制整備	・文化財課の適正な体制整備
		関係機関との連携	・文化庁、奈良県（文化財課、橿原考古学研究所等）との綿密な情報共有
			・奈良県との共同調査に向けた体制整備
		諮問機関との連携	・秋津地区史跡等調査整備審議会の運営
		地域・所有者との連携	・地域住民等との持続可能な連携方法の検討
		その他の連携	・学校教育機関・研究機関等との連携体制の検討

表 11-2　施策の実施工程一覧表（整備は薄い網掛、調査は濃い網掛で表現）

区　分			本計画期間												次期計画以降
			前期				中期			後期					
保存管理（保存のための整備）	技術的な措置	保存施設の設置					・内容や数量の検討						・次期計画の検討		・維持管理
		保存のための樹木伐採	・支障となる樹木の選木				・伐採								・維持管理
		保存のための施設等の設置と管理	・史跡指定地西側の擁壁の状態観察と改修要否の検討				・（必要であれば）改修方法の検討								・改修の実施とその後の維持管理
			・日常的な管理のための諸施設（管理道、駐車スペースなど）の要否検討				・（必要であれば）整備方法の検討			・整備の実施					・維持管理
							・北側石室の暫定保存管理施設（開口部封鎖方法）の検討			・整備の実施					・維持管理
		遺構等の定期的なモニタリング	・史跡指定地内の傾斜地の看視				・（必要であれば）史跡指定地斜面保護方法の検討								・斜面保護の実施とその後の維持管理
							・北側石室内環境のモニタリング								・モニタリング継続
	調査研究	墳丘復元	・既調査成果の整理 ・後期前方後円墳の墳丘研究の整理	・現状復元案の再確認	・調査区配置の検討	・範囲確認調査の実施		・確定復元案の作成		・史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する研究	・報告書の作成				・調査研究成果を保存・活用・整備に反映
		北側石室	・調査方法の検討（内部環境のモニタリング方法、内部環境の変化が遺構や遺物に与える影響、石室構造の安定性、遺存遺物の保存方法等）			・検討結果に基づいた調査の実施（三次元測量、モニタリング機器の設置、遺存遺物の取り上げを含む発掘調査等）									
		南側石室	・２基の埋葬施設を有する後期前方後円墳に関する情報収集・整理	・調査方法の検討		・内容確認調査の実施		・適切な保存管理方法の検討							
		遺構・遺物の保存方法								・北側石室や出土遺物の保存管理方法の検討					・整備基本計画の検討、策定 ・検討結果にもとづく整備事業の実施
		施工方法								・整備事業の具体的な施工方法や経費の検討					
		財源				・保存活用事業実施のための財源に関する検討									・検討結果にもとづく財源確保施策の実施
活用（活用のための整備）	教育資源	北側石室・南側石室の公開								・北側石室公開の検討					・検討結果にもとづく活用事業の実施
										・三次元データの公開					・三次元データを用いた活用事業の実施
		解説、案内の充実	・既調査成果に基づく解説パンフレットの作成			・現地解説板の更新と暫定的な整備				・新たな調査成果の解説パンフレットへの反映					・適宜新たに得られた所見を反映
		各種教育機関との連携					・郷土学習プログラム、インターンシップ、連携講座の検討								・検討結果にもとづく活用事業の実施
	観光資源	広域連携・周辺スポットへの誘導					・近隣史跡や一般的な観光・便益施設を掲載した観光ルートマップ作成の検討			・マップの作成					・マップを使用した文化遺産周遊イベントの実施
							・近隣市町と連携した仮称「大型横穴式石室周遊マップ」作成の検討								
		来訪者支援体制の構築								・ボランティアガイドの導入、育成に関する検討					・検討結果にもとづく活用事業の実施
										・観光部局や大学と連携した体験型ツアーの検討					
		観光施設との連携								・「御所の郷」等周辺施設との連携イベントの検討					
	地域づくり	市民参画と啓発活動								・市民団体や学校と連携したイベントの検討					
		コミュニティ活動との連携								・史跡條ウル神古墳に密着した組織形成の検討					
		教育、観光との横断的活用								・史跡條ウル神古墳に関わる主体が広がるための取り組みの検討					
	調査研究	アクセスルート、見学動線整備					・史跡までのアクセスルート、史跡内の見学動線、必要な施設（駐車場・便益施設・案内サイン等）についての検討								・整備基本計画の検討、策定 ・検討結果にもとづく整備事業の実施
		遺構表示、解説板整備					・適切な遺構表示方法や解説板設置位置等についての検討								
		三次元データ活用環境								・活用環境の整備についての検討					
運営・体制	体制整備	各種課題を検討するための組織	・考古学、発掘調査分野検討組織の立ち上げ		・財源検討組織の立ち上げ	・活用、整備方法検討組織の立ち上げ									・必要に応じて継続
					・庁内他事業調整組織の立ち上げ										

2　実施工程遂行に向けた課題への対応

上記のように整理した各施策の実施工程の遂行にあたって、現状で想定される対応すべき課題は以下のようにまとめられる。

（1）必要な予算の確保

史跡條ウル神古墳の保存活用は、前章までに記してきたとおり非常に長期にわたる事業となる。特に史跡の整備事業を実施するに当たっては、国・県との緊密な連携のもと、必要な予算を適切に確保する必要がある。そのため、御所市における他の主要施策とのバランスにも留意しながら、施策の有効性や優先順位等を十分に吟味し、持続可能な予算計画を描くことが求められる。

（2）文化財課内における他業務との調整

令和７年度現在､文化財課が抱える課題は本計画における史跡條ウル神古墳の保存活用に留まらない。具体的に挙げると、御所市役所周辺に広がる御所まち地区の重伝建選定に向けた事業、史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群の保存活用に向けた事業、増加傾向にある民間開発事業への対応、市役所庁舎を含む市内公共施設更新への対応などがある。それぞれが非常に負担の大きな事業であり、文化財課の体制整備や他部局・関係機関との積極的な連携によって、本計画の遂行に大きな支障が生じないよう十分な注意を払う必要がある。

（3）計画の適切な進捗管理

本計画のように、計画の終期が明確でなく、時点ごとの修正が必要となる計画を効果的に進めていくためには、適切な時期に適切な方法で計画の進捗を管理する必要がある。その具体的な内容については後章で詳述するが、各種事業等の検証・見直しに際しては、計画・実行・評価・改善のＰＤＣＡサイクルを回すことを心掛け、計画の推進や見直しを行う必要がある。

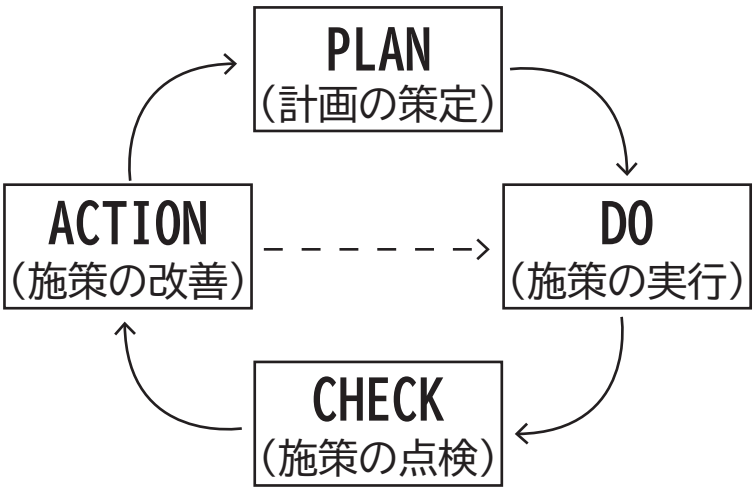


図 11-1　ＰＤＣＡサイクルの概念図

第 12 章　経過観察

1　方向性

保存活用計画を適切に運営していくためには、その時々で史跡がおかれている状況を正確に把握する必要がある。計画がどこまで実現し、どこがまだ実現されていないのか、今後どのようにすれば実現へ近づけることができるのか等を考えていくために、経過観察は非常に有効な手段といえる。

施策の内容及び現況、進め方等について経過観察をする場合、そもそもの計画の目標に立ち返り、施策を担当するものが自らの置かれた状況を客観的に検証することが重要となる。

経過観察を適切に実施することで、様々な施策の進捗や成果を常に確認することができ、その後に繋がる施策の改善に役立つうえ、様々な関係者の間において目標達成のための意識を高めたり、相互の連携を円滑に進める上で非常に有効な手段となり得る。

この経過観察については、史跡條ウル神古墳の管理団体である御所市（文化財課）が主体となって実施することが適当といえる。市内関係部局や地域住民､活動団体等の様々な組織との連携にあたっては、文化財課が各組織との情報等の整理・共有及び協議を行う。

こうした経過観察の結果としての施策の評価は、ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、計画や施策の修正・改善に利用していく。

2　経過観察の方法

具体的な経過観察の方法としては、次の３つの流れで取り組むこととする。

①現状の把握、施策の進捗状況や実現状況の確認

②実行した施策によって得られた効果の確認・分析

③基本理念への寄与と改善点・課題の把握

この３つの流れの中で、具体的にどのようなことを行うかを以下にまとめる。

（1）①現状の把握、施策の進捗状況や実現状況の確認

まず、史跡指定地やその周辺環境の現状を把握する。史跡條ウル神古墳において、現在どのような施策が実施されているか、今後計画されているかを確認する。

基本的な点検指標やその方法、点検の時期などについては、表 12-1 の内容を基礎とする。ただし、今後実際に経過観察を行う際は、必要に応じてより詳細な内容や指標を設定し、それぞれの指標に対応した経過観察シートなどを用いて、効率的な確認に努める。

（2）②実行した施策によって得られた効果の確認・分析

実行した施策は円滑に進められたか、その効果はどうかの確認・評価を、次に示す基準と方法をもとに行う。確認を行うタイミングは基準によって異なり、PDCA サイクルの Plan 時に確認を行うべきものと、Check 時に確認を行うべきものが存在する。実際の経過観察時には、それらを適切に峻別したうえで進めていくことが求められる。

ア　保存に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】

●本質的価値を構成する枢要な要素（Ａ）の保存・整備の方法は適切か、史跡の本質的価値が顕在化したか。

●本質的価値に準じる諸要素（副次的価値、Ｂ）の保存・整備の方法は適切か、史跡の本質的価値を高める内容になっているか。

●史跡の保護に資する諸要素（Ｃ）の保存・整備の方法は適切か。

表 12-1　施策の進捗状況の確認における基本的指標と経過観察の手法

区分	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		方法、点検主体	時期
全体（開始）	当該年度に実施を予定している施策の整理は行ったか。	・文化財課による把握・確認	毎年度
	当該年度に実施を予定している施策の分担は決めたか。	同上	同上
	実施する施策ごとに工程を細分し、工程ごとの期限を決めたか。	同上	同上
保存（保存管理）	本質的価値を構成する枢要な要素（A）は確実に保存されているか（毀損の有無など）。	・文化財課による定期的な看視 ・地域住民や地域活動団体による定期的な看視	季節ごと（概ね２～４回／年）
	本質的価値に準じる諸要素（B）は適切に保存されているか。	同上	同上
	史跡の保護に資する諸要素（C）は適切に管理されているか。	同上	同上
	樹木や下草の状況はどのようなものか。 草刈の必要性はあるか。樹木の繁茂で景観が阻害されていないか。	同上	同上
	指定地及びその周辺の環境は美しく整えられているか。危険な箇所はないか。 ゴミや不法投棄の有無。落書き等の有無。史跡周辺の景観を阻害する看板や建造物の有無。	同上	同上
	追加指定に向けた施策は行っているか。	・文化財課による把握・確認	毎年度
	現状変更の相談や申請はあるか。	同上	同上
	公有化に向けた施策は行っているか。	同上	同上
	獣害（イノシシ）は起きていないか。	・文化財課や農林部局による把握・確認	同上
	保存施設や防災施設は適切な内容・数量で設置されているか。	・文化財課による把握・確認	同上
	調査・研究実施前の情報収集、関係機関との情報共有は行ったか。	同上	同上
	調査・研究実施後の成果・課題の整理、関係機関との情報共有は行ったか。	同上	同上
活用	可能な範囲の現地公開がなされているか。	同上	同上
	文化財事務所で史跡に関わる資料が公開されているか。	同上	同上
	史跡の理解を促すパンフレットは適切に配布されているか。	同上	同上
	ＨＰやＳＮＳでの積極的な情報発信は行っているか。	・文化財課や観光部局による把握・確認	月ごとなど定期的な実施
	講演会やワークショップなどの施策は行っているか。	同上	毎年度
	史跡と周辺の関連遺跡を繋いだ活用方法について検討がなされているか。	同上	事業予定年度
整備	本質的価値を構成する枢要な要素（A）等の保存のための整備は行っているか。その方法は適切か。	・文化財課による把握・確認 毀損箇所の修復や保存施設の整備など	事業を予定している年度
	暫定的な解説板の整備、既存解説板の改善は行ったか。それらは史跡に影響を与えず、歴史的景観と調和しているか。	・文化財課による把握・確認	同上
	HP や文化財展示室での情報公開や、そのためのコンテンツ作成は行われているか。	同上	同上
	次期計画に向けた整備方法の検討は適切に進められているか。	同上	同上
運営・体制整備	文化財課の適正な体制は検討されているか、体制の充実・強化に取り組んでいるか。	・文化財課、関係部局による把握・確認	毎年度
	所有者との定期的なコミュニケーションはとれているか。	同上	毎年度
	市内部における部局間の情報共有は図られているか。	同上	同上
	国、県と密な情報共有は行っているか。	同上	同上
	地域住民や活動団体との連携方法について協議がなされているか。	同上	同上
	連携可能な関係機関の探索が行われているか。	同上	同上

・遺構（構成要素Ａ・Ｂ）の保存に影響はないか。

・防災面への影響はないか。

・景観への影響はないか。

・周辺住民への配慮はなされているか。

●調査・研究の方法や内容は適切か。

●史跡の点検の方法や記録の整理、点検結果の活用・公開は適切か。

【確認・評価の方法】

●文化財課による確認・評価

●外部からの評価：秋津地区史跡等調査整備審議会、御所市文化財保護審議会、検討会、専門家　等

●原則として毎年度、施策の妥当性・効果を把握（分析）

イ　活用に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】
●市民・来訪者等の史跡に関する知識・理解、及び満足度は高まっているか。
●学校教育、生涯学習などでの学びの場として利用されているか、効果を発揮しているか。
●情報の提供・発信の方法や内容、数量は適切であるか、効果を発揮しているか。
●広域連携のための検討が適切に進められているか。
【確認・評価の方法】
●アンケート調査やヒアリング調査の実施（施策実施前や定期的なアンケートの検討）
●文化財課及び関係部局による確認・評価
●外部からの評価：秋津地区史跡等調査整備審議会、御所市文化財保護審議会、検討会、専門家　等
●原則として毎年度、施策の妥当性・効果を把握（分析）

ウ　整備に関する施策の妥当性・効果
【判断の基準】
●史跡の復旧は適切に行われているか、保存に効果を発揮しているか。
●保存施設や解説板等は本質的価値の顕在化や来訪者等の史跡への理解、利用の快適性に寄与しているか。
●公開・活用のための施設は、史跡の遺構に影響を与えず、歴史的景観と調和しているか。
● HP や文化財展示室等において、史跡への理解を促す環境整備がなされ、効果を発揮しているか。
●次期計画以降に実施する整備の具体的な方法について、適切な検討を進めているか。
【確認・評価の方法】
「イ　活用に関する施策の妥当性・効果」に準じる。

エ　運営・体制整備に関する施策の妥当性・効果
【判断の基準】
●保存・活用の体制は適切か、十分な効果を発揮しているか。
●御所市が、史跡の管理団体として保存活用の主体となっているか。
●地権者との定期的なコミュニケーションはとれていたか。
●地域住民や地域活動団体等の連携、協働の取組などは進んでいるか、効果を発揮しているか。
●国、県との情報の共有、連携は適切に行われているか。
【確認・評価の方法】
「イ　活用に関する施策の妥当性・効果」に準じる。

（3）③基本理念への寄与と改善点・課題の把握
実行した施策が、本計画の基本理念（大綱）である「條ウル神古墳の歴史的価値を守り、感動を原動力に史跡を未来に伝える」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。
その方法としては、①･②の結果や、秋津地区史跡等調査整備審議会、その他学識経験者や地域住民･地域活動団体等の意見を踏まえながら、文化財課が中心となって、関係部局との協議を行い総合的に評価・判断する。
施策の中には、実施後すぐには基本理念に寄与しないものもあることが想定され、効果をあげるまでに一定の時間を要する場合や、単独の施策ではなく、それらの積み重ねによって効果が顕在化する場合もあると考えられることから、一定の期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。
さらに、区分ごとの個別評価、総合的な評価を踏まえながら、残る課題や新たに生じた課題を把握し、ＰＤＣＡサイクルを回しながら施策の改善に努める。そして必要に応じて本計画の見直しを検討する。

資料　関係法規

1　文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第十号及び第十一号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章　有形文化財

第一節　重要文化財

第二款　管理

（管理方法の指示）

第三十条　文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条　重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従

い、重要文化財を管理しなければならない。
2　重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
3　前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
4　管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
2　重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
3　重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二　重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
4　第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
5　重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
6　管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
2　前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四　管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。
2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、毀損等）

第三十三条　重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三款　保護

（管理又は修理の補助）

第三十五条　重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。
2　前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
3　文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条　重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
2　前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
3　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条　文化庁長官は、国宝が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。
2　文化庁長官は、国宝以外の重要文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
3　前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
4　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（文化庁長官による国宝の修理等の施行）

第三十八条　文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
一　所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
二　国宝が毀損している場合又は滅失し、毀損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
2　前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条　文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
3　前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条　第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。
2　文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。
3　前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条　第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
2　前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
3　前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
4　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第四十二条　国が修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2　前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
3　補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
4　文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
5　納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
一　当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
二　前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
三　第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
四　第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
6　前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
7　第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

第四十三条　重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2　前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
3　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
4　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（修理の届出等）

第四十三条の二　重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
2　重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（管理又は修理の受託又は技術的指導）

第四十七条　重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
2　文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
3　前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
4　重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第六款　調査

第五十五条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一　重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二　重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三　重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2　前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3　第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七款　雑則

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2　前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3　管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第七章　史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第百十条　前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2　前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3　第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3　第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため

必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条　所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、毀損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3　前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、毀損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2　前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条　国が復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、

当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（保存のための調査）

第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章　補則

第二節　国に関する特例

第百六十八条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二　所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3　第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4　文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5　関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第三節　地方公共団体及び教育委員会

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一　第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二　第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三　第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四　第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五　第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六　第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2　都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3　都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一　第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可　第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

二　第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行　第五十五条第三項又は第百三十一条第二項

三　第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令　同条第九項

5　前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7　前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

2　文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和 50 年政令第 267 号）

最終改正：令和 6 年 4 月 24 日政令第 174 号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一　法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三　法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四　法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五　法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2　法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ　金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三　法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7　第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8　文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9　第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

3　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号

（許可の申請）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
十　現状変更等の内容及び実施の方法
十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三　現状変更等に係る地域の地番
十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五　その他参考となるべき事項

2　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二　出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一　現状変更等の設計仕様書及び設計図
二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条　法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
二　史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
三　史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2　法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）
五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八　その他参考となるべき事項
2　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

4　史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2　前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二　文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三　指定又は仮指定の年月日

四　建設年月日

3　第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一　特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二　指定又は仮指定の年月日

三　指定又は仮指定の理由

四　説明事項

五　保存上注意すべき事項

六　その他参考となるべき事項

2　前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条　前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2　前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするもの

とする。
3　第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
4　第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）
第五条　第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）
第六条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

5　文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

（平成 12 年 4 月 28 日庁保記第 226 号）

最終改正：平成 27 年 12 月 21 日

都道府県教育委員会あて

文化庁次長通知

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

Ⅰ 共通事項
（一）　現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
（二）　次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
（三）　都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
（四）　都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ 個別事項

一　令第五条第四項第一号イ関係

（一）「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

（二）　次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合

③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

（三）　新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

（四）　新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二　令第五条第四項第一号ロ関係

（一）　新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二）　新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三　令第五条第四項第一号ハ関係

（一）「工作物」には、次のものを含む。

①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③小規模な観測・測定機器

④木道

（二）「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

（三）「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

（四）「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

（五）　道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

（六）　工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四　令第五条第四項第一号ニ関係

（一）「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一一五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

（二）　設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（三）　標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五　令第五条第四項第一号ホ関係

（一）「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

（二）「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

（三）　設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六　令第五条第四項第一号ヘ関係

（一）　除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除去に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二） 除去の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

七　令第五条第四項第一号ト関係

（一）「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

（二）「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

（三） 木竹の伐採が、法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡條ウル神古墳　保存活用計画

令和８年（2026）３月３１日

発行　御所市教育委員会

編集　御所市教育委員会事務局　文化財課

〒 639-2277　奈良県御所市室 102 番地

電話：0745-60-1608　ファックス：0745-62-9872

E-mail：bunka-zai@city.gose.nara.jp